

社援発0311第8号
令和2年3月11日
第 1 次 改 正
社援発0420第1号
令和2年4月20日
第 2 次 改 正
社援発0518第1号
令和2年5月18日
第 3 次 改 正
社援発0615第1号
令和2年6月15日
第 4 次 改 正
社援発0915第4号
令和2年9月15日
第 5 次 改 正
社援発1217第6号
令和2年12月17日
第 6 次 改 正
社援発0108第13号
令和3年1月8日
第 7 次 改 正
社援発0212第12号
令和3年2月12日
第 8 次 改 正
社援発0319第11号
令和3年3月19日
第 9 次 改 正
社援発0601第6号
令和3年6月1日
第 10 次 改 正
社援発0817第1号
令和3年8月17日
第 11 次 改 正
社援発1122第1号
令和3年11月22日
第 12 次 改 正
社援発0225第9号
令和4年2月25日

第13次改正
社援発0426第2号
令和4年4月26日
第14次改正
社援発0809第2号
令和4年8月9日
第15次改正
社援発1028第11号
令和4年10月28日

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

生活福祉資金の貸付けについては、平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」（以下、「次官通知」という。）、平成21年7月28日社援発0728第12号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について」（以下、「局長通知①」という。）及び平成21年7月28日社援発0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」（以下、「局長通知②」という。）により実施されているところであるが、今般発生した新型コロナウイルスの感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するため、下記の措置を講ずることとしたので、通知する。

記

1. 緊急小口資金等の特例貸付の実施

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金【生活支援費】及び福祉資金【緊急小口資金】について特例措置を設ける。

2. 特例措置の具体的な内容

（1）総合支援資金【生活支援費】

① 貸付対象の拡大

次官通知における（別紙）「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下、「要綱」という。）の第4の1のアのうち生活支援費について「低所得世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯」に拡大する。また、同第4の1のエは適用しないこととし、才の「失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付ま

たは公的な貸付を」は、「生活保護を」とする。

② 貸付期間

要綱の第5の1の(1)の貸付期間について、「原則として3月とし、就職に向けた活動を実際に継続している場合などにおいては、最長12月まで」とあるのは、「原則として3月以内とし、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている場合には、貸付期間の延長を1回(3月以内)まで」とする。この場合、最初の3月以内の貸付を「初回貸付」といい、初回貸付の後、貸付期間が3か月を超えて延長して行った貸付を「延長貸付」という。

③ 据置期間の延長

要綱の第6の3に基づき、「初回貸付」に係る据置期間を「1年以内」に延長し、「延長貸付」に係る据置期間を「2年以内」に延長する。ただし、初回貸付について、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末まで据置期間を延長することとし、令和4年4月以降、新規に申請した初回貸付については、令和5年12月末まで据置期間を延長する。

また、延長貸付について、令和5年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和5年12月末まで据置期間を延長する。

④ 貸付金の利率の変更

要綱の第6の3に基づき、貸付金の利率を「無利子」に変更する。

⑤ 自立相談支援事業等による支援

要綱の第4の1において「なお、貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。」とあるのは、初回貸付においては、「なお、貸付に際しての自立相談支援機関による支援は原則として不要とするが、令和2年10月以降の申請分については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関の支援を受けることに同意することを要件とする。」とする。また、延長貸付においては、自立相談支援機関の支援を受けることが必要となるが、その支援については、必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成まで求めるものではなく、自立相談支援機関が借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面・メール等により、借受人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えないこととする。

(1) - 1. 総合支援資金【生活支援費】の再貸付

要綱の第9の2の規定に関わらず、次の場合において総合支援資金【生活支援費】の再度にわたる貸付けを行うことができるものとする。

① 再貸付の対象

令和3年12月末までの間に、2(2)の福祉資金【緊急小口資金】及び2(1)の総合支援資金【生活支援費】に係る貸付金の交付が終了し、再貸付申請以前に、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく自立相談支援事業による支援を受ける世帯とする。

② 再貸付の貸付上限額及び貸付期間

(i) 1月あたりの貸付上限額

二人以上の世帯は月額 200,000 円以内。単身世帯は月額 150,000 円以内とする。

(ii) 貸付期間（貸付金を交付する期間をいう。）

貸付期間は3月以内とする。

③ 据置期間の延長

要綱の第 6 の 3 に基づき、据置期間を「3年以内」に延長する。ただし、令和 6 年 12 月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和 6 年 12 月末まで据置期間を延長する。

④ 貸付金の利率の変更

要綱の第 6 の 3 に基づき、貸付金の利率を「無利子」に変更する。

⑤ 自立相談支援事業等による支援

要綱の第 4 の 1 において「なお、貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。」としているが、その支援については、必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成までを求めるものではなく、自立相談支援機関が、借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面・メール等により、借受人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えないこととする。

(2) 福祉資金 [緊急小口資金]

① 委託先の拡大

要綱の第 2 の 2 に基づき、都道府県社協は、資金の貸付業務の一部を労働金庫法(昭和 28 年法律第 227 号)に規定する労働金庫及び日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)に規定する日本郵便株式会社に委託することができるこことする。

② 貸付対象の拡大

要綱の第 4 の 2 の福祉資金のうち緊急小口資金について「低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」に拡大する。

③ 貸付金額の上限の拡大

要綱の第 5 の 5 に基づき、「100,000 円以内」について、「ただし、次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は 200,000 円以内

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が 4 人以上いるとき。

エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。

ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費

用が不足するとき

力 アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。」とする。

④ 据置期間の延長

要綱の第6の3に基づき、「1年以内」に延長する。ただし、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末まで据置期間を延長することとし、令和4年4月以降、新規に申請した緊急小口資金については、令和5年12月末まで据置期間を延長する。

⑤ 償還期限の延長

要綱の第6の3に基づき、「2年以内」に延長する。

⑥ 自立相談支援事業等による支援

要綱の第4の2において「なお、(2)緊急小口資金の貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。」とあるのは、本特例措置においては要件としないこととする。

3. 借入手続き

借入手手続きについては、局長通知①における(別紙)「生活福祉資金(総合支援資金)運営要領」の「第2 借入手手続き」及び局長通知②における(別紙)「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領」の「第3 借入手手続き」によらず、以下のとおりとする。

居住する市町村社協及び緊急小口資金にあっては2の(2)の①に規定する委託先を経由して、以下の書類を提出するものとする。ただし、早期に送金を実現する観点から、市町村・都道府県社協においては、提出された書類に不足があった場合でも、受付を行い、貸付を決定するまでに必要な書類が整うよう対応するものとする。

- ・借入申込書
- ・借用書（実印、印鑑登録証明書は不要）
- ・重要事項説明書
- ・収入減少の申立書
- ・住民票の写（ただし、既に緊急小口資金や初回貸付の申請時に提出している場合には、省略することができる。）
- ・預金通帳またはキャッシュカード（口座番号が分かるもの）のコピー
- ・本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のコピー

4. 特例貸付により貸付を受けた者への償還猶予の取扱い

本特例措置による貸付金の償還猶予の取扱いについては、要綱の第14の1及び6によらず、以下のとおりとする。

(1) 対象要件

都道府県社会福祉協議会会長は、借受人又は借受人の属する世帯が以下の①から⑥に該当する事由により、償還が著しく困難になったと認められるときは借受人の申請に基

づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

- ① 地震や火災等に被災した場合
- ② 病気療養中の場合
- ③ 失業又は離職中の場合
- ④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
- ⑤ 自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥ 都道府県社会福祉協議会会长が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合

(2) 申請手続

申請に当たっては、借受人は、上記(1)①から⑤に該当する場合、別添の申請書に、それぞれの該当する事由が確認できる以下の資料を添付して都道府県社会福祉協議会会长へ提出すること。また、都道府県社会福祉協議会会长は、⑥に該当する事由により償還猶予を認める場合には、借受人と面談等を行い、生活状況等を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか個別に判断すること。

なお、申請に当たって民生委員を経由する必要はなく、民生委員による意見書も省略可能とする。また、償還猶予の申請を受け付ける場合には、市町村社会福祉協議会において借受人との面談等により生活状況の把握を行うことが望ましく、その場合には必要に応じて市町村社会福祉協議会からの意見書を添えて、申請書類等を都道府県社会福祉協議会に送付すること。ただし、都道府県社会福祉協議会が直接借受人からの申請を受け付ける場合には、この限りでない。

- ① 被災証明書、り災証明書等の被災したことが確認できる資料
- ② 診断書、病状証明書等の病気療養中であることが確認できる資料
- ③ 退職証明書、離職票等の失業又は離職中であることが確認できる資料
- ④ 他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる資料
- ⑤ 自立相談支援機関からの意見書

(3) その他の取扱い

特例貸付における償還猶予期間は原則1年間とし、償還猶予が認められた借受人は、猶予期間中、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の支援を受けるものとする。さらに、あらかじめ借受人から他機関へ借受人の情報を提供することについて同意を得られている場合、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応に努めるものとする。

また、猶予期間中に、5の償還免除に該当する場合は、償還免除の適用を検討すること。

5. 特例措置により貸付を受けた者への償還免除の取扱い

(1) 儻還免除の適格要件

本特例措置による貸付金の償還免除の適格要件については、要綱の第15の規定に基

づき、都道府県社会福祉協議会会长は、別に定める本特例措置に係る貸付金の償還免除の要件に該当するときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(2) 欠損補てん積立金

本特例措置による貸付金に係る欠損補てん積立金の取扱いについては、局長通知①における（別紙）「生活福祉資金（総合支援資金）運営要領」の第9の3（局長通知②における（別紙）「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」第9において準用する場合を含む）によらず、欠損補てん金の積立て及び取崩しによる貸付資金への充当は不要とする。

6. 特例貸付における貸付原資の取崩について

要綱の第18の（1）において、「この事業の実施のために、市町村社協等の体制整備を図るための経費については、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して使用することを可能とする。」としているが、特例貸付の実施及び貸付事務費（債権管理に係る経費を含む）の必要額を取り崩して差し支えないこととする。

7. 特例措置の実施に伴う都道府県への依頼事項

本特例措置による貸付に当たっては、全ての都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において、通常の業務のほか、貸付に向けた相談から貸付の決定及び貸付金の交付までを短期間で対応していただくことから、通常、3月から4月にかけて社会福祉法人の所管部局又は社会福祉協議会への事業の委託若しくは補助金等を交付している部局からの様々な報告や調査については、報告時期を大幅に延長するなどのご配慮をお願いする。

8. 留意事項

(1) 本通知による定め以外の取扱い

本通知に特段の定めのないものについては、次官通知等の関係通知によることとする。

(2) 都道府県社会福祉協議会等との連携

当該貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会及び貸付窓口となる市区町村社会福祉協議会と十分に連携を図りつつ、円滑な貸付けを行うこと。また、貸付けの実施にあたっては、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と情報共有や連携等を図るなど、適切に実施すること。

(3) 貸付実績の集計等

本通知は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な対応であることから、本則の貸付けとは別に貸付決定日別に週単位での集計及び報告ができるよう管理すること。

(4) 受付期間等

受付期間は、令和4年9月末までとする。なお、総合支援資金〔生活支援費〕の延長貸付の受付期間は、令和3年6月末までとし、総合支援資金〔生活支援費〕の再貸付の受付期間は、令和3年12月末までとする。また、貸付金の交付は、各申込世帯の状況を踏まえ、可及的速やかに行うこと。

